

議案第16号

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例
について

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例（昭和50年小松島市条例
第41号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年3月3日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例（昭和50年小松島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

30 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における市長の給料月額は，第2条の規定にかかわらず，別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。ただし，期末手当の額の算定基礎となる市長の給料月額については，同条に定める額とする。

31 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における副市長の給料月額は，第2条の規定にかかわらず，別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。ただし，期末手当の額の算定基礎となる副市長の給料月額については，同条に定める額とする。

附 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。